

## (仮称)尼崎市公文書管理条例(骨子素案)に対する パブリックコメント募集結果

○1人の方から、4件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
<b>公文書の作成等に関して</b>			
1	骨子素案の中で、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成する」とありますが、メールなど電子的な手段も日常的に意思決定過程に重要な役割を果たしているように思われます。紙媒体での意思決定手法を電子媒体に置きかえることにとどまらず、行政の意思決定の現状について業務プロセスを分析し、ポーンデジタルや紙も含めて、どの手段で文書を作成したか、どのレベルでどこまで保存するか、といった具体的な指針の作成と、研修を通じて職員への徹底が必要と思います。	1	[すでに盛り込み済み] 職員は職務遂行上、日常的に文書を作成しており、その作成手段は紙に限らず電子的な手段も用いています。意思決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるように、市として何を記録し、保存していくかについては、紙・電子を問わず、文書の内容の重要度とともに効率的な事務執行への影響等も考慮したうえで決めることとなります。 新たな制度においては、統一した運用ができるよう、判断にあたっての基準や考え方等を記載した指針を作成し、研修などを通じて職員への周知徹底に努めていきたいと考えています。
<b>歴史的公文書のデジタル化に関して</b>			
2	骨子素案の中で、歴史的公文書を「原則として、永久に保存する」とする一方で、「適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存する」とあります。公文書管理制度審議会の答申の中でも、デジタル化による総量の圧縮に努めるとありますが、デジタル化の対象や手法については拙速とならないよう、幾重にも慎重な検討をお願いします。	1	[その他] 文書のデジタル化にあたっては、原本そのものに歴史的価値を有する歴史的公文書については引き続き紙文書で保存するなど、デジタル化の対象や手法について十分な検討を行い、その適切な保存に取り組んでいきたいと考えています。
<b>公文書等の保存に関して</b>			
3	答申の中の「紙文書の保存場所の確保について」「現用文書の集中保管庫について」のそれぞれの項目で指摘があるように、災害対策も含めて適切な書庫の整備を検討してください。	1	[その他] 歴史的公文書の保存にあたっては歴史博物館の収蔵庫だけでなく、他の公共施設の活用などにより書庫の確保に努めていきたいと考えています。 現に業務で使用している文書を一元管理している集中保管庫は、地下階に位置しているため、浸水リスクは課題として認識していますので、適切な保存環境の整備に努めていきたいと考えています。
<b>その他</b>			
4	答申の中の「歴史博物館(公文書館機能)の人的体制について」の項目で人的体制の不足が懸念されており、令和4年度主要事業92「歴史的公文書等管理・公開事業」に関して、正規職員1名増員の方向性が示されていますが、これを確実に実施するとともに、効果を検証してなお必要があれば追加の増員も検討してください。	1	[その他] 歴史博物館の人的体制については、条例の施行に向けた整備を進めています。また、条例施行後も業務の量や進め方などを検証し、効果的かつ効率的な業務遂行に努めるなかで、必要な職員の専門性の確保や人的体制の整備に努めていきたいと考えています。